

参加費無料

専門家個別相談会

2019

7/26 (金)

13:00~17:00

対象 創業希望者、創業間もない事業主の方。

場所 おおさき coworking space salata (2階)

申込方法 ①Eメール、②電話、③裏面記入の上、FAXの、いずれかでお申込みください。



人事・労務関連

～ 「雇う」ということ ～

「雇用」とは、常勤雇用ではありません。パートはもちろん、イベント時のアルバイトも「雇用」です。報酬を支払った人は「雇用主」であり、使用者責任が発生します。

相談員 大根田 和政氏
(社会保険労務士)
(社労士事務所プラザ・ワン・エーディー)

何を相談できるの？

雇用や人材育成、労務全般に関してお受けします。

例えば

- 「人を雇うと、どれくらいお金がかかるの？」
- 「求人したいんだけど、どこに頼めばいいの？」
- 「労働保険や社会保険って、難しい！ 分かりやすく説明してほしい。」
- 「人を雇うと、どんな手続きが必要？」
- 「ハラスメントって言われて困ってる！」
- 「従業員を育てていくには、どうしたらいいの？」